⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
　なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。
⑽　手続における交渉の有無　無。
⑾　契約書作成の要否　要。
⑿　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⒀　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⒁　施工計画書のヒアリングを必要に応じて行う。
⒂　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒄　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒅　本案件は資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒆　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Tokuyama, Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Sendaiwannanbukaigan Nakahamakouku Sakamotochiku Kita Daiichi Fukkyu Kouji
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 2 July 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 4 : 00 P.M. 24 August 2012 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 24 August 2012 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 24 August 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and tourism 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2531

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年６月18日
　支出負担行為担当官
　　東北地方整備局副局長　梶原　康之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○第11号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　仙台空港エプロン（災害復旧）地盤改良工事（その２）
⑶　工事場所　宮城県名取市下増田字南原　仙台空港内
⑷　工事内容　地盤改良工　１式、舗装版復旧工　１式、調査工　１式
⑸　工期　平成25年３月25日まで。
⑹　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑺　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工計画等の資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑽　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⑾　本工事は、「空港請負工事積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。
2　競争参加資格
　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。
　なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「空港等土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「空港等土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,250点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,250点以上の者であること。）
　なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を1,050点以上とする。
⑷　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
　１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者以下のア）及びイ）の施工実績とする。ただし、ア）とイ）は別件工事でもよいものとする。
　　ア）供用中の飛行場の制限区域内において施工した工事。
　　イ）浸透注入による薬液注入工法を施工した工事。
　２）特定ＪＶの代表者以外の構成員
　　・浸透注入による薬液注入工法を施工した工事。
　３）当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第４第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
　　以下のア）及びイ）の施工実績とする。ただし、ア）とイ）は別件工事でもよいものとする。
　　ア）供用中の飛行場の制限区域内において施工した工事。
　　イ）浸透注入による薬液注入工法を施工した工事。
　　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、規定しない。